

安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業  
(防犯指導・アドバイス)  
業務委託仕様書

1 業務内容

安全で安心なまちづくりアドバイザー（防犯指導・アドバイス）の派遣

(1) アドバイザーの業務内容

次に掲げる5項目のほか、派遣申請者の要望に応じた内容とする。

- ・ 学校等の安全に関する相談、講話、指導、助言
- ・ 安全マップ作成等に関する相談、講話、指導、助言
- ・ 地域における安全で安心なまちづくりに関する相談、講話、指導、助言
- ・ 子供・女性・高齢者等に対する安全教育のあり方に関する相談、講話、指導、助言
- ・ 社会情勢の変化などにより起こる犯罪（特殊詐欺やインターネット社会を反映した犯罪など）に関する相談、講話、指導、助言

(2) 派遣回数

県内 50回

(3) 事業実施に係る広報

本事業に関する広報は、主に県が行う。

但し、本事業の利用を促進するために必要があれば、県と協議の上、受託者が広報を行っても差し支えない。

受託者が、本事業の実施に関して報道機関から取材を受ける際は、県に対して速やかに報告を行うこと。

なお、広報にあたっては、県の事業であることを明記すること。

(4) 派遣申請受付及び派遣先の決定

- ① 派遣申請の受付先は受託者とする。
- ② 申請受付期間は県と協議の上、設定すること。  
なお、受付開始日から1ヶ月間は期間を設けること。
- ③ 申請受付期間中に申請の件数が、募集枠を超えた場合においては、県と協議の上、派遣先を決定する。  
なお、選定においては「(5)派遣先の基準について」を参考とする。
- ④ 申請受付期間が終了しても申請件数が募集枠に満たない場合は、令和7年7月以降に再度募集し、先着順に派遣先を決定する。

(5) 派遣先の基準について

派遣先については、以下の基準を参考に選定すること。

- ① 過去に本事業の実施がない新規派遣先を優先すること。
- ② 本事業の実施がない都農町、諸塚村、椎葉村、高千穂町での活動を優先的に  
行うこと。

## 2 実績報告等

- (1) 派遣先、日時、派遣者名、内容、受講者数等の報告書を、毎月、県に提出すること。
- (2) 委託事業に係る収入、支出の区分及び額を明記すること。
- (3) 宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議が発行する情報紙の記事取材など委託事業に関する広報活動には積極的に協力すること。

## 3 その他

上記のほか、委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。